

令和2年2月7日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎市建築基準条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

資料 1 川崎市建築基準条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

資料 2 「川崎市建築基準条例」の一部改正（案）に係る意見を募集します

参考資料 1 「川崎市建築基準条例」の改正概要

参考資料 2 「階段部分の区画」のイメージ図

まちづくり局

(1) 法令と条例の関係

建築基準法（以下、「法」という。）では、地方公共団体が地域の特性に応じて法及び同法施行令（以下、「政令」という。）の規定に、安全上、防火上又は衛生上必要な制限を**条例で附加**することができると規定されている。

本市では「川崎市建築基準条例」（以下、「条例」という。）において、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して必要な制限を定めている。

(2) 政令改正の概要等

【政令改正の主旨】（令和元年12月11日公布、令和2年4月1日施行）

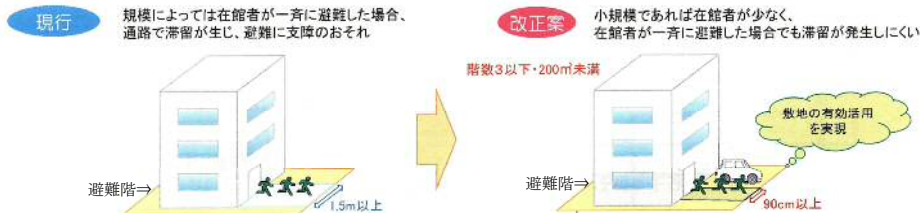
火災時に火災の拡大を防ぎ、在館者を安全に避難させることを目的とした防火・避難関係規定について、安全性の確保を前提としつつ、建築物の特性等に応じた基準の設定や既存の規定の合理化を図る政令改正が行われた。

【政令改正の概要】 ※特殊建築物等…劇場、病院、ホテル、児童福祉施設、共同住宅、学校、百貨店等

1) 敷地内の通路（政令第128条）

（現行）特殊建築物等*の敷地内には、避難階段及び屋外への出口から道路等に通ずる1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正後）これまで規模にかかわらず、敷地内通路の幅員は1.5m以上とされていたところ、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物については、敷地内の通路の幅員を90cm以上確保すればよいものとされた。



2) 2以上の直通階段（政令第121条第1項）

（現行）特殊建築物等の避難階以外の階が一定規模以上の場合、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

（改正後）特殊建築物等の避難階以外の階が一定規模以上の場合、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

ただし、病院、ホテル、児童福祉施設、共同住宅等の用途に供する建築物で、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物であって、階段の部分が区画されているもの等については、2以上の直通階段を設けなくてもよいものとされた。

(3) 条例改正の概要

政令改正に伴い、条例においても政令と同様の改正を行うものとするについて、市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施する。

【条例改正の概要】

1) 敷地内の通路（条例第9条等）

（現行）特殊建築物等の敷地内には、屋外階段及び屋外への出口から道路等に通ずる1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正案）特殊建築物等の敷地内には、屋外階段及び屋外への出口から道路等に通ずる1.5m以上の通路を設けなければならない。

ただし、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の敷地内にあつては、90cm以上確保すればよいものとする。

2) 簡易宿所の2以上の直通階段（条例第31条第3項）

（現行）避難階以外の階で、その階における宿泊室の床面積の合計が100㎡を超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

（改正案）避難階以外の階で、その階における宿泊室の床面積の合計が100㎡を超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

ただし、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物であつて、階段の部分が区画されているもの等については、2以上の直通階段を設けなくてもよいものとする。

(4) 今後のスケジュール

	平成31年度		令和2年度			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
今後の手続き等			●政令施行		●議会上程(予定)	
	パブコメ実施 2/14~3/16(予定)			●パブコメ 結果発表(予定)		●条例改正 (予定)
				●まちづくり委員会 報道発表、関係団体への周知		

「川崎市建築基準条例」の一部改正（案）に係る御意見を募集します

近年の研究開発の進展や技術的知見の蓄積に伴い、建築物の防火及び避難に関する規制の合理化等を図るため、令和元年12月11日付けで建築基準法施行令（以下、「政令」という。）の一部を改正する政令が公布されました。

この改正は、火災時に火災の拡大を防ぎ、在館者を安全に避難させることを目的とした防火・避難関係規定について、安全性の確保を前提としつつ、建築物の特性等に応じた基準の設定や既存の規定の合理化が図られるもので、令和2年4月1日に施行されます。

本市では、川崎市建築基準条例において、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して必要な制限を定めていますが、政令改正に伴い条例においても政令と同様の改正等を予定しています。

つきましては、市民の皆様から御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和2年2月14日(金) から 令和2年3月16日(月)まで ※当日消印有効

2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）

3 閲覧物

・「川崎市建築基準条例」の改正概要

(参考資料)

・川崎市建築基準条例（現行）

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

（電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。）

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」を御活用ください。

(1) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）

(2) FAX

FAX番号 044-200-3089

(3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

5 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

6 問い合わせ先

まちづくり局 指導部 建築管理課

電話番号 044-200-3018

「川崎市建築基準条例」の改正概要

近年の研究開発の進展や技術的知見の蓄積に伴い、建築物の防火及び避難に関する規制の合理化等を図るため、令和元年12月11日付けで建築基準法施行令（以下、「政令」という。）の一部を改正する政令が公布されました。

この改正は、火災時に火災の拡大を防ぎ、在館者を安全に避難させることを目的とした防火・避難関係規定について、安全性の確保を前提としつつ、建築物の特性等に応じた基準の設定や既存の規定の合理化が図られるもので、令和2年4月1日に施行されます。

本市では、川崎市建築基準条例において、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して必要な制限を定めていますが、政令改正に伴い条例においても政令と同様の改正等を行うものです。

1 建築基準法施行令の改正内容

1) 敷地の通路（政令第128条）

（現 行）特殊建築物等の敷地内には、避難階段及び屋外への出口から道路等に通ずる1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正後）これまで規模にかかわらず、敷地内通路の幅員は1.5m以上とされていたところ、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物については、敷地内の通路の幅員を90cm以上確保すればよいものとされた。



2) 2以上の直通階段（政令第121条第1項）

（現 行）特殊建築物の避難階以外の階が一定規模以上の場合、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

（改正後）特殊建築物の避難階以外の階が一定規模以上の場合、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

ただし、病院、ホテル・旅館、児童福祉施設、共同住宅等の用途に供する建築物で、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物であって、階段の部分区画されているもの等については、2以上の直通階段を設けなくてもよいものとされた。

2 川崎市建築基準条例の改正内容

1) 敷地内の通路

①敷地内の通路（条例第9条）

（現 行）避難階以外の階を学校、病院、ホテル、児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地内には、その用途に供する部分より地上に通ずる屋外階段から、道路等に通ずる幅員1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正案）現行の規制に対し、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の敷地内にあつては、幅員90cm以上の通路を確保すればよいものとする。

②共同住宅等の主要な屋外への出口（条例第21条）

（現 行）共同住宅、長屋等の用途に供する建築物の避難階における屋外階段及び主要な屋外への出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、規模、構造等に応じた幅員の通路を設け、かつ、安全上支障がない場合については、この限りでない。

（改正案）現行の規制に対し、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の敷地内にあつては、通路の幅員を90cm以上確保した場合についても、ただし書の適用対象とする。

③百貨店等の敷地内の通路（条例第37条）

（現 行）百貨店等の用途に供する建築物の敷地内には、避難階に設ける屋外階段及び屋外への出口から道路等に通ずる幅員1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正案）現行の規制に対し、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の敷地内にあつては、幅員90cm以上の通路を確保すればよいものとする。

④興行場等の敷地内の通路（条例第43条）

（現 行）興行場等の用途に供する建築物の敷地内には、客用の屋外階段及び屋外への出口から道路等に通ずる幅員1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正案）現行の規制に対し、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の敷地内にあつては、幅員90cm以上の通路を確保すればよいものとする。

2) 2以上の直通階段の設置基準

①簡易宿所の階段（条例第31条第3項）

（現 行）避難階以外の階で、その階における宿泊室の床面積の合計が100㎡を超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

（改正案）現行の規制に対し、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物であつて、階段の部分が区画されているもの等については、2以上の直通階段を設けなくてもよいものとする。

3 今後のスケジュール

運用開始：令和2年6月下旬（予定）

4 問合せ先

まちづくり局指導部建築管理課 電話番号：044-200-3018

「階段部分の区画」のイメージ図

